

令和6年度滋賀県労働広報紙「滋賀労働」広告募集要項

1. 概要

この要項は、滋賀県が作成する労働広報紙「滋賀労働」（令和6年度発行分）に掲載する広告を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

2. 募集内容等

(1) 募集する広告枠数 1号につき2枠 年間8枠 (670号～673号)

※1者で最大4枠までの申込が可能です。

(2) 広告を掲載する媒体について

名 称	滋賀県労働広報紙「滋賀労働」
内 容	安定した労使関係の形成と労働者の福祉の向上を図るため、労働関係法規、労働福祉施策、職業能力開発に関する施策、労働に係る統計調査結果等の情報提供
規 格	A4判、12ページ
色 数	2色刷り（黒・青）
発 行 数	年4回
発行時期	5/31(670号), 9/20(671号), 12/20(672号), 3/20(673号)
発行部数	約5,000部/回 (メール配信含む)
主な配布先	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員30人以上の県内事業所 ・県内労働組合 ・その他関係機関 ・労働者等
その他	「滋賀労働」は、県のホームページにも掲載します。 その際、広告部分も一緒に掲載されます。

(3) 募集広告について

広告掲載ページ	<p>広告媒体の2ページから11ページ。 広告主決定後、県の裁量により適宜割り当てます。 ※掲載ページの下部に広告を掲載します。</p>
広告枠サイズ	縦65mm × 横180mm (分割不可)
広告枠数	各号2枠
広告色数	2色刷り（黒・青）
広告掲載料	1枠1回あたり13,000円（消費税及び地方消費税含む）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ号の広告枠を2枠お申し込みいただいた場合、2枠で縦130mm × 横180mmにすることも可能です。 ・取り扱う広告原稿は滋賀県広告等事業実施要綱第4条、滋賀県労働広報紙広告掲載要領第2条および滋賀県労働広報紙広告掲載基準の規定を満たしたものとします。 ※広告主を直接募集するため、広告代理店の募集は行いません。

(4) その他

- ① 広告には、広告スペース内の右上に縦 5mm×横 10mm以上の大きさによる「広告」の表示と、広告主の名称を記載してください。
- ② 広告の原稿は電子データによる完全原稿としてください。また、広告の原稿作成等にかかる経費は広告主の負担になります。（広告の原稿を広告媒体に印刷する経費のみ県で負担します）
- ③ 掲載しようとする広告は、その内容について事前に県の承諾を受けなければ表示することができません。また、県から内容について修正等の指示があればそれに従っていただきます。

3. 募集期間および申込方法

募集期間	令和6年4月1日（月）～令和6年4月10日（水） 午後5時 必着
申込方法	滋賀県労働広報紙「滋賀労働」広告掲載申込書、広告原稿打ち出し見本、会社の概要がわかる資料（パンフレット、定款等。ホームページで閲覧できる場合は省略できます）を下記の申込先まで持参、郵送または電子メールで提出してください。 ※5月31日発行(670号)に掲載申込の場合、広告原稿打ち出し見本については必ず必要です。それ以外の号への掲載申込で、申込時点で原稿を用意できない場合は、申込書に広告内容を可能な限り詳細に記載してください。
申込先	滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課 労政福祉係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 県庁東館4階 E-mail fe0001@pref.shiga.lg.jp
申込書等の配布場所	上記申込先で配布の他、県のホームページにおいて掲示しています。
配布期間	令和6年3月28日（木）～令和6年4月10日（水）

4. 広告掲載の可否の決定

- (1) 応募資格等について、滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県労働広報紙広告掲載要領、滋賀県労働広報紙広告掲載基準およびこの募集要項に基づき審査します。
- (2) 広告掲載に適すると認められる申込者が募集件数を超えた場合は、次の優先順位により決定します。
 - ① 公共性が高く、勤労者福祉に資するもの
 - ② 公共性が高く、県民の福祉の向上に資するもの
 - ③ 県内に主たる事業所を有するもの
 - ④ 県内に営業所・店舗等を有するもの
- (3) 上記(2)によっても決まらない場合は抽選により決定します。
 - ・ 抽選の日時、場所については別途対象者に連絡します。
 - ・ くじは原則として申込者が引くこととしますが、当日欠席者がいる場合は県の職員が代行でくじを引くこととします。

5. 申込者への通知

広告掲載の可否については、申込者全員に通知します。

6. その他

広告掲載の取扱いについては、滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県労働広報紙広告掲載要領、滋賀県労働広報紙広告掲載基準および令和6年度滋賀県労働広報紙「滋賀労働」広告募集要項を遵守してください。

7. お問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課 労政福祉係

電話 077-528-3751

FAX 077-528-4873

E-mail fe0001@pref.shiga.lg.jp

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号